

事務連絡
令和5年4月27日

各局ヒアリ関係課各位

総合政策局環境政策課

ヒアリ類に係る対処指針の関係事業者への周知に関する協力依頼について

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）に基づき特定外来生物に指定されているヒアリについては、平成29年6月に国内で初めて確認されて以降、昨年度までに18都道府県で92事例が確認されており、我が国への侵入及び定着が懸念されています。上記事例のうち、国内への移入経路が確認されたものの多くが、中国を出港又は経由したコンテナ等に由来するものでした。

ヒアリ類は攻撃性が強く、刺されてアナフィラキシー症状を引き起こした場合には死亡する可能性もあり、日本に定着すれば、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあります。こうしたことから、昨年外来生物法を改正し、令和5年4月1日にはヒアリ類を移動制限、通関後の検査等の強力な措置をとることができる要緊急対処特定外来生物に指定するとともに、令和5年4月25日にはヒアリ類が付着等をするおそれがある物品等の輸入、輸送又は保管における関係事業者がとるべき措置を定めたヒアリ類（要緊急対処特定外来生物）に係る対処指針（以下、「対処指針」という。）を公布しました。

これまでのところ、国内でのヒアリの定着は確認されておりませんが、令和4年10月には福山港で陸揚げされたコンテナ内でこれまでに例のない7万匹以上の非常に大規模なヒアリの集団が確認されるなど、依然として定着の瀬戸際の状態が続いております。こうした状況を受けて、令和5年4月26日に開催された関係省庁会議では、改めてヒアリの国内定着防止のために政府一丸となって対策を徹底することが確認されたところです。

毎年春季から秋季までヒアリ類の活動は活発化していると考えられる他、令和5年6月1日に対処指針が施行されます。そのため、貴省庁が監督する対処指針の対象となる輸入品及びその輸送運搬に関わる業界団体や通関事業者等の関係事業者に対する周知をお願いいたします。